

企画振興部 まちづくり推進課  
元町4番2号(市役所本庁舎1階)  
☎ 30-6117(直通)

## 概 要

自治会等(その名称にかかわらず地域住民が自主的に結成する町内会およびその連合体をいう。以下同じ。)が地域の連帯感および自治意識の向上を図り、自治会活動の活性化と地域社会の健全な発展のために行うまちづくり推進事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの

## 対 象 事 業

下記事業に該当するもの

(3つのメニューから、必要な補助事業を選び、一括で申請してください。)

- ① コミュニティ活動推進事業・・・別紙1参照(3ページ～)
- ② 自治会等活動保険加入事業・・・別紙2参照(18ページ～)
- ③ 地域安全活動推進事業・・・・・・別紙3参照(20ページ～)

この補助金は全ての事業完了後に請求いただくものですが、交付決定額の10分の6以内の額を概算払で交付することもできます。

ご希望の場合は、まちづくり推進課までお問合せください。

なお、①コミュニティ活動推進事業および③地域安全活動推進事業については、複数の自治会等により構成する連合体(連合自治会等)も申請できますが、②自治会等活動保険加入事業については、複数の自治会等により構成する連合体が申請された場合は、その連合体を構成する自治会等は申請することができません。

## 各 期 限

交付申請受付期間 令和7年6月30日(月) まで

実績報告書受付期間 令和8年3月31日(火) まで

※申請した全ての事業が完了した時点で速やかに実績報告書を提出してください。  
実績報告書の用紙は、交付決定通知書を送付する際に同封します。

※事業計画に変更があった場合は、必ず実績報告書提出前にご連絡ください。

## ダウンロードできる書類

彦根市役所 申請書ダウンロードページから取得できます。

彦根市ホームページ ホーム情報で探す(組織から探す)－各課のご案内  
－企画振興部－まちづくり推進課－市政の情報  
－申請書ダウンロード(まちづくり推進課関係)

# 記入例

## 注意

全ての提出書類において、消しゴム等で消せるペンや修正液等は使用できません。

別記

様式第1号(第4条関係)

年〇月〇日

彦根市長 様

自治会等名 **〇〇自治会**

代表者住所 **彦根市△△町1-2**

代表者氏名 **会長 〇〇 〇〇**

押印は不要です。

「会長」などの肩書もご記入ください。

## 彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付申請書

年度において、別紙事業計画書に基づき、事業を実施しますので、彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

別紙1～3で申請いただく補助金の合計額およびその内訳をご記入ください。

1 補助金交付申請額	金	<b>57,560</b>
(申請額の内訳)		
(1) コミュニティ活動推進事業	金	<b>30,000</b> 円
(2) 自治会等活動保険加入事業	金	<b>7,700</b> 円
(3) 地域安全活動推進事業	金	<b>19,860</b> 円

## 2 関係書類

- (1) 事業計画書(別紙1、別紙2または別紙3)
- (2) 事業計画書に添付すべき書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

自治会等が地域の連帯感や自治意識の向上を図り、自治会等の活動の活発化と明るいまちづくりを推進することを目的として実施する事業のうち、下表に該当するものを対象とします。

- ・申請は、下表の1～4(2)の項目欄からは1項目限りとします。
- ・テーマ4(3)およびテーマ5の申請については、いずれか1施設1回限りとします。
- ・同じ項目内であれば、同時に二品目以上申請できます。

例) 補助対象テーマ1の項目(3)で、草刈機と一輪車を申請

別表第1

補助対象テーマ	項目	補助対象設備等
1 美しく、住みよい地域環境をつくるために	(1) 小さな緑地づくりの推進 (市の木等の植樹)	苗木、原材料 等
	(2) 花づくり運動の推進 (花壇の設置…市の花等)	フラワーポット、苗、ブロック、花壇表示板、原材料 等
	(3) 清掃活動の実施	溝ふた揚げ機、草刈機、一輪車 等
	(4) ランドマークの設置	その地域の目印や象徴になるように建造するための資材 等
	(5) コミュニティ掲示板または案内板の設置	掲示板、案内板 等
2 歴史と文化を学びコミュニケーションの輪を広げるために	(1) コミュニティ新聞または自治会等の連絡紙の発行	印刷機、複写機、紙折り機、パソコン、デジタルカメラ、プリンター 等
	(2) 各種講座または文化教室の開催	テレビ、ラジオ、ビデオカメラ、ブルーレイレコーダー、DVDレコーダー、録音レコーダー、プロジェクター、スクリーン、映写機、演台、黒板、ホワイトボード、机、椅子 等
	(3) 郷土誌の発行	郷土誌の発行 等
3 健やかな心と体で活気ある地域をつくるために	(1) 運動会、球技大会、盆踊り、納涼祭等の実施	スポーツ用具、テント、放送設備、祭りに係る太鼓等の事業の実施に直接必要な備品(消耗品を除く。)、当該備品を収納するための格納庫等
	(2) カロム大会等の実施	カロム、囲碁、将棋 等
	(3) 健康教室の開催 (エアロビクスダンス、体操、太極拳、ウォーク等)	健康管理用具、トレーニング用具 等
4 安心・安全な地域をつくるために	(1) A E Dの設置	A E D機器およびその附属品
	(2) 防犯カメラの設置	防犯カメラおよびその附属品
	(3) 集会所敷地内の舗装(自治会が管理および運営を行う集会所敷地内のうち、避難場所として使用する上で安全性および利便性の向上を図るために行う舗装に限る。)	集会所敷地内の舗装 ※1施設1回限り申請可

補助対象テーマ	項目	補助対象設備等
5 つどい・ふれあいと地域の絆を深めるために ※1施設1回限り申請可	みんなの広場(子どもの遊びに必要な遊具が設置された100平方メートル以上の子どもの遊び場および草の根ひろば(都市公園および開発に伴う公園を除く。)のうち、自治会等が維持管理および運営を行い、広く地域住民に開放する広場をいう。)の修繕	(1) グラウンドの整備 (2) 駐車場の舗装 (3) 花壇、休憩所、倉庫、便所、フェンス、門扉、車止め、遊具、水飲み場、時計塔等の修繕または更新 (4) 側溝および排水路の修繕 (5) (1)から(4)までに掲げる事項を地域住民が行う場合は、これらの原材料

- ・ 交付申請時に既に購入されているものは、補助の対象外です。
- ・ リースによるものは、補助の対象外です(例：印刷機のリース料)。

### 補助金の額

#### 補助対象基本額

上記の別表第1に掲げる補助対象設備等の整備に要する経費

#### 補助率

補助対象基本額の2分の1以内

#### 補助限度額

- ・ テーマ1～3は30,000円を限度
- ・ テーマ4(1)は100,000円を限度
- ・ テーマ4(2)は2台を上限とし1台につき100,000円を限度
- ・ テーマ4(3)および5は500,000円を限度

### その他

この補助金を申請いただいたとしても、予算の都合上、ご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、次年度(令和8年度)に、テーマ4(3)(集会所敷地内の舗装)およびテーマ5(みんなの広場の修繕)の申請を検討される自治会は、できるだけ早期に(遅くとも8月末までに)まちづくり推進課までお問合せください。

該当する補助対象  
にチェックを  
お願いします。

## 事業計画書

補助対象テーマ	<input type="checkbox"/> 1 美しく、住みよい地域環境をつくるために <input checked="" type="checkbox"/> 2 歴史と文化を学びコミュニケーションの輪を広げるために <input type="checkbox"/> 3 健やかな心と体で活気ある地域をつくるために <input type="checkbox"/> 4 安心・安全な地域をつくるために <input type="checkbox"/> (1) AED機器およびその付属品 <input type="checkbox"/> (2) 防犯カメラおよびその付属品 <input type="checkbox"/> (3) 集会所敷地内の舗装 <input type="checkbox"/> 5 つどい・ふれあいと地域の絆を深めるために			
事業の内容 および 維持管理等の 状況(テーマ5)	自治会館内で各種講座を開催し、コミュニケーションの輪を広げるために、テレビを購入する。			
事業参加対象	世帯数	80 世帯	参加人数	80 人
着手予定	令和7年10月1日	完了	予定	令和7年10月15日
事業費	(総事業費)		(補助対象基本額)	
	89,000円		89,000円	
総事業費内訳	市の補助金	30,000円		
	自己資金	59,000円		
	その他特定財源	円		

## 備考

- 1 補助対象基本額は、総事業費のうち別表第1に掲げる補助対象設備等の整備に要する経費とすること。
- 2 市の補助金は、補助対象基本額の2分の1で、補助対象テーマ1から3までにあっては30,000円、補助対象テーマ4(1)にあっては100,000円、補助テーマ4(2)にあっては2台を上限とし1台につき100,000円、補助テーマ4(3)にあっては500,000円、補助対象テーマ5にあっては500,000円を限度として計算すること。
- 3 補助対象テーマ4(3)および補助テーマ5にあっては、事業の内容欄に、維持管理および運営の状況を併せて記入すること。
- 4 補助対象テーマ4(3)にあっては、舗装する土地の整備、維持管理および運営をする団体と土地の所有者とが別の場合は、当該所有者の承諾を得ておくこと。

裏面あり



必ず添付  
してください。

添付書類

- 1 事業費に係る見積書の写し
- 2 整備しようとする設備等の内容が分かるもの(パンフレット、整備計画要図等)
- 3 防犯カメラの設置の場合にあつては、設置運用基準等の案の写し
- 4 補助対象テーマ4(3)にあつては、対象となる集会所を避難場所として使用することが分かる資料を添付すること。

## 〇〇町自治会の防犯カメラの設置および運用基準(例)

### (目的)

第1条 〇〇町自治会（以下「自治会」という。）は、自主的な防犯活動の一環として、公共の場所における住民の生命、身体および財産を守り、安全を保持するため、防犯カメラを設置する。

### (目的外使用の禁止)

第2条 自治会は、防犯カメラを運用するに当たり、その設置目的から逸脱する運用をしてはならない。

### (設置および操作)

第3条 防犯カメラの設置場所は次のとおりとする。

番号	設置場所
1号機	〇〇町〇〇番 地先

2 (画像記録装置がある場合) 画像記録装置は、〇〇〇〇に設置する。

3 (画像表示装置(モニター装置)がある場合) 画像表示装置(モニター装置)は、〇〇〇〇に置く。

4 防犯カメラは、公共の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにする。ただし、次の場合においては、防犯カメラを操作し、特定の人もしくは物をズームアップすることができる。

(1) 犯罪が発生したとき。

(2) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。

(3) 地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。

5 自治会は、防犯カメラを設置している旨の表示を、設置場所付近の適宜な場所に明示する。

### (プライバシーの保護)

第4条 自治会は、プライバシーの保護に努め、個人情報のみだりに公にすること等がないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (運用責任者)

第5条 自治会は、防犯カメラの運用について、運用責任者を選任しなければならない。

2 運用責任者の任期は〇年とし、再任を妨げないものとする。なお、解任または辞任により後任者が選任されたときは、前任者の残任期間とする。

3 運用責任者は、プライバシーの保護を図り、個人情報の保管等について適正な管理を行うものとする。

4 運用責任者は、その任務を第三者に委任してはならない。

### (運用)

第6条 自治会および運用責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像表示装置(モニター装置)において不必要な監視は行わないこと。

- (2) 画像記録装置の設置場所の管理を適正に行い、記録された情報の漏洩がないよう画像データを厳重に保管すること。
- (3) 第三者による不正使用を防止するためモニターの設置場所の管理を特に厳重に行うこと。
- (4) 記録された情報は原則として2週間保存し、保存期間を経過した後に完全に消去すること。ただし、法令等に基づく場合および犯罪捜査の必要により警察署その他官公署から保存の要請があった場合はこの限りではない。

(モニターの閲覧等)

第7条 自治会の許可なく、モニターまたは記録された情報の閲覧および情報の持ち出し（以下「モニターの閲覧等」という。）はできない。

(モニターの閲覧等の許可)

第8条 自治会は、次に掲げるときはモニターの閲覧等を許可することができる。

- (1) 法令の定めがあるとき。
  - (2) 犯罪が発生したとき。
  - (3) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。
  - (4) 地域における安全の保持、その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 上記理由により警察署その他官公署からの要求があったとき。
- 2 モニターの閲覧等を許可する場合は、自治会の役員会の協議を経なければならない。ただし、緊急を要する場合には、自治会の会長または運用責任者の承認を得れば許可することができる。この場合、許可した直後の役員会において承認を受けなければならない。
- 3 自治会がモニターの閲覧等を許可した場合は、運用責任者は、許可を受けた者の氏名、連絡先、閲覧日時、場所、理由、閲覧をする情報の範囲、条件等を記録しなければならない。また、記録簿は1年間保管するものとする。
- 4 運用責任者およびモニターの閲覧等を許可された者は、これにより知り得た事項をみだりに他人に知らせまたは不当な目的に使用してはならない。なお、運用責任者については、その職を退いた後も同様とする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、自治会の議決を経るものとする。

附 則

この要領は、 年 月 日から施行する。

# 地域見守りカメラの設置および管理運用に関する ガイドライン



滋賀県警察

## I はじめに

### 1 ガイドラインを策定する目的

防犯カメラの設置は、犯罪発生時に犯人の早期検挙につながるとともに、自主防犯団体による見守り活動を補完でき、他の防犯活動の取組に目が向けられるなど、自主防犯活動の活性化にもつながる相乗効果が期待できます。

### 2 防犯カメラとは？

このガイドラインで定める防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定または多数の人物が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置（副次的に犯罪の予防を目的とするものを含む。）で、画像記録の機能を有するものをいいます。

### 3 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、自分の容姿を無断で撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（肖像権）の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要です。

## II 防犯カメラの設置および運用にあたっての留意事項

### 1 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置および運用にあたっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な画像の撮影を防ぐため、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にする必要があります。

カメラの角度を調整するなどして、住宅内部などの私的空間が映らないようにしましょう。

### 2 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域または撮影区域の出入口付近に「防犯カメラ作動中」および「設置団体名」を表示したプレートを設置することが必要です。



### 3 管理責任者の指定

防犯カメラの管理・運用にあたっては、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

### 4 画像データの保存・取扱い

防犯カメラの画像については、外部に漏れることのないよう一定の基準を定めて適正に管理する必要があります。

#### (1) 取扱担当者の指定

防犯カメラ・モニターおよび録画装置等を設置する場合は、機器の操作や画像データの確認などを行う者を限定することが妥当です。取扱いを行う担当者を指定し、指定された担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な管理が必要です。

#### (2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損または流出等の防止およびその他の安全管理を徹底するために、保存期間は2週間程度としましょう。

#### (3) データの厳重な保管

録画装置、画像データの記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難を防止するため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意しましょう。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、IDやパスワードを使用し、画像データに流出等に注意しましょう。

#### (4) データの消去

保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは、破碎や裁断等の処理を行うなどして、速やかに消去しましょう。

### 5 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、カメラ撮影によって人の容姿等の個人情報を大量に収集・管理することになります。したがって、管理責任者等は、画像データそのものはもちろんのこと、画像から知り得た情報を人に漏らしてはいけません。

### 6 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合を例外として、設置目的以外の目的に利用したり、第三者に提供してはいけません。

#### ① 法令に基づく場合

② 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

③ 本人の同意がある場合または本人に提供する場合

また、画像データの提供にあたっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め、適正に運用しましょう。

### Ⅲ 運用基準の制定が必要です

#### ○ 運用基準の制定

滋賀県では、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）に基づき、防犯カメラの適正な運用管理を目的として、平成16年12月に「防犯カメラの運用に関する指針」を定めています。

防犯カメラの設置者は、この指針に基づいて、管理責任者や取扱責任者等によって、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を定め、その内容を周知・徹底することが必要です。（次頁以降参照）

(参考資料)

## 防犯カメラの運用に関する指針

### 1 目的

この指針は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）に基づき犯罪防止に留意した施設の普及などによる安全なまちづくりを推進するに当たり、防犯カメラを設置する場合において、その撮影または記録された画像を適正に管理するために必要な方策を定め、もって県民等のプライバシーを保護することを目的とする。

### 2 定義

この指針における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

(1) 防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定または多数の者が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置（副次的に犯罪の予防を目的とするものを含む。）で、画像表示または画像記録の機能を有するものをいう。

### 3 適用理念等

(1) この指針は、防犯カメラを設置し、または管理する者（以下「設置者等」という。）が実施に努めるべき方策等を示すものとする。

(2) この指針は、犯罪の予防への防犯カメラの有効性と県民等の容ぼう、姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を旨に運用するものとする。

(3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 4 設置者等の責務

設置者等は、県民等のプライバシーを保護するため、防犯カメラを設置する施設の特色、設置目的等に応じて運用基準を定めるなど、その適正な管理に努めるものとする。

### 5 運用責任者の指定

設置者等は、防犯カメラを運用するに当たっては、その適切な管理および利用を図るため、運用責任者を指定するものとする。

### 6 設置の表示

設置者等は、防犯カメラを設置するに当たっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを明示する措置を講ずるものとする。

### 7 画像の利用および提供の制限

画像は、次に掲げる場合を除き、利用目的以外に利用し、または他に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 個人の生命、身体または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認める場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

### 8 画像の保存

画像の保存期間は、次に掲げる場合を除き2週間程度とする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

### 9 画像の消去

画像は、8に定める保存期間または8の(1)もしくは(2)に定める事由が終了した後、速やかに消去するものとする。

### 付則

この指針は、平成16年12月14日から施行する。

## 〇〇自主防犯協議会の防犯カメラの設置および運用基準（例）

### （目的）

第1条 〇〇〇〇まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、自主的な防犯活動の一環として、公共の場所における住民の生命、身体および財産を守り、安全を保持するため、防犯カメラを設置する。

### （目的外使用の禁止）

第2条 協議会は、防犯カメラの運用に当たり、その設置目的から逸脱する運用をしてはならない。

### （設置および操作）

第3条 防犯カメラの設置場所は次のとおりとする。

番号	設置場所
1号機	
2号機	

- 2（画像記録装置がある場合）画像記録装置は、〇〇〇〇〇に設置する。
- 3（画像記録装置（モニター装置）がある場合）画像記録装置（モニター装置）は、〇〇〇に置く。
- 4 防犯カメラは、公共の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにする。ただし、次の場合においては、防犯カメラを操作し、特定の人もしくは物をズームアップすることができる。
  - （1）犯罪が発生したとき。
  - （2）犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。
  - （3）地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。
- 5 協議会は、防犯カメラを設置している旨の表示を、設置場所付近の適宜な場所に明示する。

### （プライバシーの保護）

- 第5条 協議会は、防犯カメラの運用について、運用責任者を選任しなければならない。
- 2 運用責任者の任期は〇年とし、再任を妨げないものとする。なお、解任または辞任により後任者選任されたときは、前任者の残任期間とする。
  - 3 運用責任者は、プライバシーの保護を図り、個人情報の保管等について適正な管理を行うものとする。
  - 4 運用責任者は、その任務を第三者に委任してはならない。

### （運用）

- 第6条 協議会および運用責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 画像表示装置（モニター装置）において不必要な監視を行わないこと。
- （1）画像記録装置の設置場所の管理を適正に行い、記録された情報の漏えいがないよう画像データを厳重に保管すること。
  - （2）第三者による不正使用を防止するためモニターの設置場所の管理を特に厳重にすること。
  - （3）記録された情報は原則として2週間保存し、保存期間を経過した後に完全に消去すること。ただし、法令等に基づく場合および犯罪捜査の必要により警察署その他官公署から保存の要請があった場合はこの限りでない。

### （モニターの閲覧等）

第7条 協議会の許可なく、モニターまたは記録された情報の閲覧および情報の持ち出し（以下「モニターの閲覧等」という。）はできない。

(モニターの閲覧等の許可)

第8条 協議会は、次に掲げるときはモニターの閲覧等を許可することができる。

- (1) 法令の定めがあるとき。
  - (2) 犯罪が発生したとき。
  - (3) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。
  - (4) 地域における安全の保持、その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 上記理由により警察署その他官公署からの要求があったとき。
- 2 モニターの閲覧等を許可する場合は、協議会の役員会の協議を経なければならない。ただし、緊急を要する場合には、協議会の会長または運用責任者の承認を得れば許可することができる。この場合、許可した直後の役員会において承認を受けなければならない。
- 3 協議会のモニターの閲覧等を許可した場合は、運用責任者は、許可を受けた者の氏名、連絡先、閲覧日時、場所、理由、閲覧をする情報の範囲、条件等を記録しなければならない。また、記録簿は1年間保管するものとする。
- 4 運用責任者およびモニターの閲覧等を許可された者は、これにより知り得た事項をみだりに他人に知らせまたは不当な目的に使用してはならない。なお、運用責任者については、その職を退いた後も同様とする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、協議会の議決を減るものとする。

付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。



モニターの閲覧等記録簿 (例)

閲覧日時		令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
閲覧場所		
閲覧者	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
閲覧等	目的	
	情報範囲	
	条件	
その他 特記事項		

## ②自治会等活動保険加入事業

自治会等の活動の活性化と地域社会の健全な発展を推進することを目的とし、自らの活動における事故等の損害補償のために、自治会等が年間を通じた保険に加入するものを対象とします。

- ・ 保険加入期間の開始日 が、今年度中のものを対象とします。

※補助金の交付申請日において、既に当該年度における保険への加入が完了している場合であっても、市長が適当と認めるものについては補助対象とします。

- ・ 通年保険のみを対象とし、費用損害に係る保険料は除きます。

※費用損害：屋外で行われる自治会活動等が悪天候などで中止、または延期となった場合に被る損害に対して、保険金が支払われるもの

- ・ 単位自治会を取りまとめている連合自治会の一括加入も補助対象とします。

### 補助金の額

#### 補助対象基本額

当該保険に加入する世帯数に164円を乗じた額または補助対象となる保険料の総支払額の**いずれか低い方の額**

#### 補助率

補助対象基本額の**2分の1以内**

# 記入例

別紙2(自治会等活動保険加入事業)

事業計画書

保険の名称	例) <b>自治会活動保険</b>	
保険加入対象	世帯数 (保険に加入される世帯数)	<b>100</b> 世帯
契約予定期間	自: <b>令和7年 4月 1日</b> ~至: <b>令和8年 4月 1日</b>	
保険料	(総支払額): A	<b>24,050</b> 円
	(Aのうち、費用損害に係る保険料額を除いた額): B <b>24,050 - 8,650 = 15,400</b>	<b>15,400</b> 円
164円に加入世帯数を乗じた額	164円×(加入世帯数): C <b>164円 × 100 = 16,400</b>	<b>16,400</b> 円
補助対象基本額	(BまたはCのいずれか低い方の額): D	<b>15,400</b> 円
総事業費内訳	市の補助金 D×1/2: E <b>15,400 × 1/2 = 7,700</b>	<b>7,700</b> 円
	自己資金 A-E <b>24,050 - 7,700 = 16,350</b>	<b>16,350</b> 円

見積書の額を記載

費用損害に加入している場合は、記入

備考

- 費用損害とは、屋外で行われる自治会活動等が雨等で中止または延期となった場合に被る損害に対して保険金が支払われるもので、市の補助対象からは除外すること。

添付書類

- 保険料に係る見積書の写し

必ず添付してください。

**注1** 自治会活動保険に既に入っている場合も、加入前に保険会社から取り寄せていただいた見積書等を添付願います。

**注2** 自治会活動保険の更新日が6月末日以降になる場合も、一旦保険会社から見積書等を取り寄せていただき、添付願います。

③地域安全活動推進事業

地域安全の確保を目的として、自治会等が防犯灯の維持管理と併せて自主的に実施する事業のうち、下表に掲げるものを対象とします。

事業名	事業例
1 安全意識の高揚のための事業	防犯講習会、街頭啓発、広報紙の発行等
2 自主的な安全活動を推進する事業	防犯パトロール、夜回り、通学路・公園等の安全点検、有害図書回収、街頭指導等
3 生活安全に関する環境を整備する事業	空き地の草刈・空き家の出入禁止等の適正管理、まちを明るくするための民家の門灯等の点灯運動等

**補 助 金 の 額**

**補助対象基本額**

自治会等が設置した防犯灯の維持管理に要する経費

※防犯灯の基数は、関西電力株式会社が自治会等に発行した申請年度の **5月請求分** の電気料金請求内訳書に記載された **公衆街路灯の口数を基準** とする。

※一口に複数の防犯灯が付いている場合は、まちづくり推進課までご相談ください。

**補助対象基本額の計算方法**

$$\text{口数} \times \text{月額単価} \times 12(\text{箇月}) = \text{補助金額}$$

※月額単価は防犯灯のワット(W)数によって異なります。

10W以下	161 円
10Wを超え 20W以下	219 円
20Wを超える	338 円

**パターン 1**

10W欄に記載されている数に 161 円を乗じたもの

**パターン 2**

20W欄に記載されている数に 219 円を乗じたもの

**パターン 3**

口数欄から 10W・20W欄に記載されている数を引いた数に 338 円を乗じたもの

**補助金額**

パターン 1 と 2 と 3 のそれぞれで計算した数字を足したものが補助金額になります。

例)

口数	10W	20W	40W	60W	100W
7	2	3	1	1	0

パターン 1    2 基            × 161 円    × 12 箇月    = 3,864 円

パターン 2    3 基            × 219 円    × 12 箇月    = 7,884 円

パターン 3    (7 基 - 5 基) × 338 円    × 12 箇月    = 8,112 円

**補助金額    19,860 円**

**補助率**

**10 分の 10 以内**

# 記入例

別紙3(地域安全活動推進事業)

事業名および事業例のうち、該当するものをチェック願います。  
(複数チェック可)

事業計画書

防犯灯の維持管理と併せて、  
20ページの表に掲げる事業例の中から、1事業以上を実施すること

事業の名称	事業の内容	事業の詳細(日時、場所等)	
<input type="checkbox"/> 安全意識の高揚のための事業	<input type="checkbox"/> 防犯講習会 <input type="checkbox"/> 街頭啓発 <input type="checkbox"/> 広報紙の発行 <input type="checkbox"/> その他( )		
<input checked="" type="checkbox"/> 自主的な安全活動を推進する事業	<input checked="" type="checkbox"/> 防犯パトロール <input checked="" type="checkbox"/> 夜回り <input type="checkbox"/> 通学路・公園等の安全点検 <input type="checkbox"/> 有害図書の回収 <input type="checkbox"/> 街頭指導 <input type="checkbox"/> その他( )	・防犯パトロール 12月29・30日、年末警戒のためのパトロールを行う。 ・夜回り 土曜日に組ごとで夜回りを行う。また同時に防犯灯の点灯などの確認も行う。	
<input checked="" type="checkbox"/> 生活安全に関する環境を整備する事業	<input checked="" type="checkbox"/> 空き地の草刈・空き家の出入禁止等の適正管理 <input type="checkbox"/> まちを明るくするための民家の門灯等の点灯運動 <input type="checkbox"/> その他( )	・空き地の草刈り 春の一斉清掃(5月〇日) 秋の一斉清掃(9月〇日)で行う。	
事業参加対象	世帯数 <b>75</b> 世帯	参加人数 <b>100</b>	人
着手予定	令和7年 4月 1日	完了予定	令和7年 12月 30日
防犯灯基数	基準月における防犯灯合計数：A		
	<b>7</b> 基		
	Aのうち10ワット以下の防犯灯基数：B		
	<b>2</b> 基		
Aのうち10ワットを超え20ワット以下の防犯灯基数：C			
<b>3</b> 基			
Aのうち20ワットを超える防犯灯基数(A-B-C)：D			
<b>7 - 2 - 3 = 2</b> 基			
内訳	10ワット以下	基準月における10ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価 ( 161 )円×B×12：E (161円×2基×12月) <b>3,864</b> 円	
	10ワットを超え20ワット以下	基準月における10ワットを超え20ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価 ( 219 )円×C×12：F (219円×3基×12月) <b>7,884</b> 円	
	20ワット超え	基準月における20ワットを超え40ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価 ( 338 )円×D×12：G (338円×2基×12月) <b>8,112</b> 円	
補助対象基本額(市の補助金)	E+F+G		<b>19,860</b> 円

電気料金請求内訳書の最終ページ下段の表を基に記入願います。

#### 備考

- 1 事業の名称および内容は、防犯灯の維持管理に併せて自治会等が実施する事業のうち、該当するものにチェック(複数可)を入れ、事業の詳細は、日時、場所等の詳細を記載すること。
- 2 基準月は、申請年度の5月とすること。
- 3 防犯灯基数は、関西電力株式会社が自治会等へ発行した基準月請求分の電気料金請求内訳書に記載された公衆街路灯の口数とすること。
- 4 月額単価は、基準月における関西電力株式会社の電気料金請求額とすること。

#### 添付書類

基準月(5月)における関西電力株式会社発行の電気料金請求内訳書の写し  
(複数枚にわたる場合は、全てのページの写しを添付すること。)



必ず添付してください。

